

募集要項等に対する質問に対する回答

「募集要項」に関する事項

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
「募集要項」に関する事項									
1	6	2	7	(4)	③		事業者の収入等	上限額 5年で526,000,000円となっているが、単年毎の上限額はあるのか？	単年毎の上限額はありますが、極端な偏りがないようにしてください。
2	7	2	7	(6)			改修工事期間中の取り扱い	ホール部分の改修工事について、工事期間中は「ホワイエ」の使用もできなくなるのか？	ホワイエも併せて改修工事を実施する予定ですので、使用できなくなります。ただし、ホワイエ部分のみ先に工事が完了した場合は、先に供用を開始する可能性はあります。
3	7	2	7	(6)			改修工事期間中の取り扱い	工事期間中の指定管理料について、町と指定管理者が協議の上、必要に応じて調整を行うものとする、と記載されているが、どんな調整、協議を想定しているのか？（指定管理料の減額？増額？減収に伴う補填的なもの？）	工事に伴いホール等の施設が利用できない期間については、利用休止により減少することが見込まれる利用料金収入を考慮する一方で、施設を利用しないことにより減少する光熱水費や各種委託料などの管理運営経費についても精査することを想定しています。その上で、利用料金収入の減少額から、工事期間中に不要又は減少する管理運営経費を差し引いた額について、指定管理料により補填することを基本として、町と指定管理者で協議の上、必要な調整を行うことを想定しています。
4	16	5	4				提案内容に関するヒアリング等の実施	提案審査は書類審査なのか、プロポーザル審査なのか。書類審査後のヒアリングによる確認という理解でよいのか。	提案審査については、提出された事業計画書等の書類による審査に加え、応募者から提案内容について20分程度の説明をいただき、その後、審査委員によるヒアリング（質疑応答）を実施することを予定しています。したがって、提出書類のみで審査を完結するものではなく、提案内容の説明及びヒアリングを含め、総合的に審査するものです。

「要求水準書」に関する事項

1	9	1	2	(6)	(キ)	ア)	その他留意事項	令和13年ならびに14年に体育館の改修工事予定とのことだが、具体的に教えてほしい。 また、改修期間中のことについて、町と指定管理者が協議することはできるのか？ できる場合、どんな協議を想定しているのか？（指定管理料の減額？増額？減収に伴う補填的なもの？）	令和13年度及び令和14年度に予定している体育館の改修工事については、現時点では具体的な工事内容や工事期間等は決定していません。今後、施設の状況や必要となる改修内容を整理するとともに、施設運営への影響も考慮し、指定管理者とも協議しながら、工事内容や実施時期、工事期間中の施設運営等について検討していく予定です。 また、工事に伴い施設の全部又は一部が利用できなくなることにより、利用料金収入等の減少が生じる場合には、減少する光熱水費や委託料などの管理運営経費も精査した上で、減収分について必要な補填を行うことを基本として、指定管理者と協議することを想定しています。
2	22	3	2	(4)	(ア)		ホール関連設備等管理業務	要求水準にございます「更新」とはどういった内容をさしますでしょうか？	修繕の範囲で行う軽微な設備の更新を想定しています。
3	28	3	2	(11)	(イ)	ア)	経常修繕に関する要求水準	日常業務に関する要求水準：必要に応じて雨漏りの修繕や・・・とあるが、体育館の雨漏り修繕は、今までも少額ではない修繕（アリーナ天井の雨漏り修繕）であり、今でも毎年2回程度は雨漏り修繕業者が入っている。 来年度以降は毎回指定管理者の負担なのか、修繕負担のリスク分担の線引きについて教えて頂きたい。	要求水準書に記載している雨漏り等の修繕について、すべての修繕を指定管理者の負担とするものではありません。 指定管理者が行う修繕については、年間で定められた修繕料の範囲内で実施していただくことを基本としています。 雨漏り修繕を含め、年間で定められた修繕料の範囲を超える修繕が必要となった場合には、町と指定管理者で協議の上、町が修繕を行うことを基本とします。
4	32	4	2	(1)	(イ)	ウ)②	利用料金の設定及び収受・管理	オンライン決済は手数料が発生します。利用料金及び返納に関する手数料の発生に伴う貸館収入の減少は避けられないと考えます。これらを実施するために、施設利用料は返納規定を見直すことは検討されますでしょうか？	施設利用料の返納については、これまでの利用者への対応や運用実績もあることから、オンライン決済の導入に伴い、現行の返納規定を直ちに直すことは難しいと考えています。 また、DXの推進については、すべての利用料金について一律にオンライン決済を導入することを求めるものではありません。 オンライン決済に伴う手数料や返納時の手数料、利用者の利便性等を総合的に勘案し、返納が多く見込まれる利用料金についてはオンライン決済の導入を見送るなど、費用対効果を踏まえて臨機応変に対応していただきたいと考えています。

5	33	4	2	(1)	(イ)	わ	業務範囲に係るDX化統括管理業務	舞台一人占めやイベントの予約をオンライン化したのは実績に成り得るでしょうか？	「舞台一人占め」やイベント予約のオンライン化については、これまでの指定管理期間におけるDXの取組実績として評価できるものと考えています。 一方で、これらは既の実施されている取組であるため、次期指定管理期間におけるDXの取組としては、既存の取組を踏まえ、今後どのような新たな取組や改善を行っていくのかについて、提案内容を確認し、評価することになります。
6	33	4	2	(1)	(イ)	わ	業務範囲に係るDX化統括管理業務	指定管理者でシステムを新設することは認められますでしょうか？またその際、既存システムに存在する個人情報を利用することは認められますでしょうか？ (利用の範囲は事前に了解をいただく前提)	指定管理者が、自らの費用負担により施設の管理運営に必要なシステムを新たに導入することについては、施設の管理運営に支障がなく、必要な情報セキュリティ対策等が講じられることを前提として、可能と考えています。 ただし、既存システムに保有されている個人情報を新たなシステムで利用する場合については、指定管理業務上必要な範囲での利用であること、個人情報の利用目的や管理方法、情報セキュリティ対策等を確認する必要があります。 このため、既存システムの個人情報の利用又は新たなシステムへの移行等を希望する場合は、事前に町と協議し、町の承認を得た上で対応するものとします。
7	40	5	1	(4)	(イ)		業務の基本方針	管理運営経費の削減、とのことですが、具体的にどの経費のことなのでしょうか？	松前総合文化センターが図書館を含む複合施設になっていますので、管理経費は、文化センターの管理経費と同様とお考え下さい。また、運営経費は、図書館に係る人件費、消耗品費、事業費等となります。
8	51	6	1	(1)			業務の目的	収益事業を実施することにより、町の財政負担の軽減とあるが、この表現の意図について教えてください。	「町の財政負担の軽減」とは、指定管理者が収益事業を実施し、一定の収益を確保することにより、将来的な指定管理料の抑制につながることを期待するものです。 収益事業により収益が上がった場合に、その収益額に応じて今回の指定管理期間における指定管理料を減額するという趣旨ではありません。 収益事業の実施による収支状況や運営実績等については、次回以降の指定管理料を算定する際の参考とし、その結果として、町の財政負担の軽減につながる可能性があるものと考えています。
9	52	6	2	(2)	(ア)		自主事業	特に金額の記載はなかったが、年間で充当しないといけない金額設定はないという認識でいいか？	金額設定はありません。

「様式集」に関する事項

1	1	4	⑧				各様式の枚数	各項目 A 4 用紙 1 枚以内とあるものの、枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付けることとしていますが、複数枚の上限枚数はありますか。	各様式左下に記載している枚数以内で提案書を作成してください。 (様式5-3) 運営に関する事項など A 4 判 2 枚以内としている様式で、2 枚目がある場合に枝番を付してください。
2	2	5	(2)	①	2)		提案審査に関する提出書類	登録受付番号の付与は、参加資格確認後発行される理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。